

安全保障貿易管理に関する 最近の動向

令和6年度
経済産業省
安全保障貿易管理課

目次

1. 安全保障貿易管理制度の見直し
2. 機微度調査に関する事例集

1. 安全保障貿易管理制度の見直し

- 自主的な経済的繁栄等を実現するため、経済安全保障政策を戦略的に進めるとともに、官民連携で、我が国の平和で安定した安全保障環境を実現するための政策の土台となる経済力の強化、エネルギー安全保障、サイバー・宇宙の安全保障に関する政策を推進する。

1. 経済安全保障の推進のための戦略的アプローチ

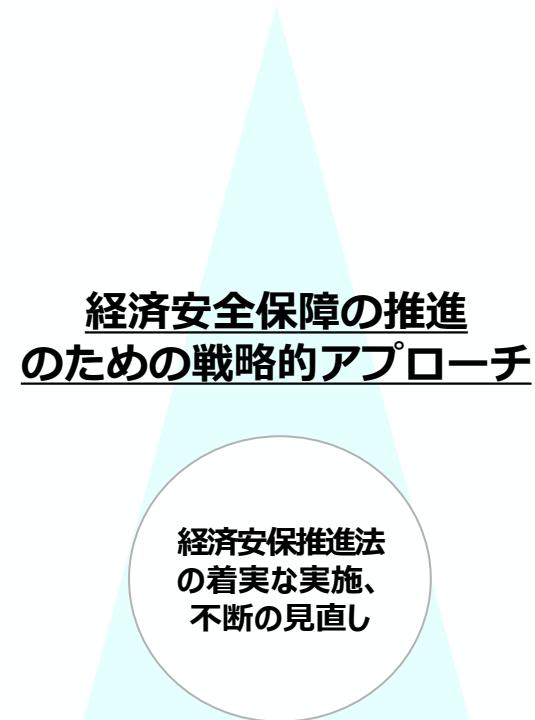
- 我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保、国際秩序の維持・強化等に向けた必要な経済施策を総合的、効果的に講じていく。

例) サプライチェーンの強靭化、外国による経済的な威圧への効果的取組、データ・情報保護、技術育成・保全

- 経済安全保障政策を進めるための体制を強化し、同盟国・同志国等との連携を図りつつ、民間と協調して取り組んでいくことが必要。

- 経済安全保障推進法は、喫緊の課題に対応するため、①重要物資、②基幹インフラ、③先端重要技術、④特許出願非公開に関する制度を措置。同法に基づく、様々な施策(※)を活用して、我が国の自律性、優位性、不可欠性の確保に努める。

(※) 例えは、重要物資の供給確保に関しては、①補助金や低利融資による投資支援のみならず、②独禁法に係る規制当局との調整、③関税定率法に基づく調査、④国が備蓄や生産を委託し、物資や原材料を事業者に譲渡する、また⑤物資に係る調査を行うことができる。



2. 国力としての経済力の強化、エネルギー・食料等資源の確保等

- 我が国経済は海外依存度が高いことから、経済・金融・財政の基盤が我が国の安全保障の礎。その強化に不断に取り組むことが必要。経済力の強化は、安全保障政策を継続的かつ安定的に実施していく前提である。
- 国民生活や経済・社会活動の基盤となるエネルギー安全保障、食料安全保障等、我が国の安全保障に不可欠な資源を確保するための政策を進める。
- その他、サイバー安全保障分野や宇宙安全保障分野での対応力の向上を図る。

国力としての
経済力の強化
エネルギー・食等
資源の確保等

経済安全保障に関する産業・技術基盤の強化（基本的考え方）

1. 「経済安全保障」に係る社会的要請

- 現下の地政学的な変化、破壊的な技術革新の中で、各国は国力増大のため、「経済安全保障」の切り口で施策を展開。
- 技術力をてこに、資源制約を乗り越え、経常収支バランスを確保してきた我が国において、経済力の低下が問われる今こそ重要。



2. 経済安全保障推進法の成立（2022年5月）：平和と安全、経済的な繁栄等に向け、自律性の向上、優位性・不可欠性の確保に資する取組を法制化

① サプライチェーン強靭化

- 12の特定重要物資※を指定。
※経産省関係では、半導体、蓄電池、クラウド、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機部品、重要鉱物、天然ガス、先端電子部品の9つ（令和6年4月現在）
- 令和5年度補正予算で約9,100億円、令和6年度本予算で約2,300億円を措置（経産省部分）

② 経済安全保障重要技術育成プログラム

- 宇宙・航空、海洋、サイバー等の研究開発を経済産業省関係で計19プロジェクト特定。
- 令和3、4年度補正予算で計2,500億円（経産省部分）措置。

③ 基幹インフラの事前届出制度

- 14対象事業（うち経産省関連4）の重要設備の事前審査

④ 特許出願非公開制度

＜諸外国＞世界に先駆け経済安全保障政策を、包括的に体系化、法制化した日本へ高い関心・評価



＜日本企業＞日本を含めて世界各国が強化する経済安全保障政策の貿易投資への影響に関する関心と不安感

3. 「産業・技術基盤強化アクションプラン」の策定(有識者会議)

- 有識者会議において、今後の国際情勢を踏まえた「脅威とリスク」を分析し、我が国の自律性、不可欠性を高める対策を検討。
- 産業支援策(Promotion)及び産業防衛策(Protection)を有機的に連携させながら、同志国・地域(Partnership)とともに、国益を守るためのアクションプランを整理。
- 政府全体で経済安全保障政策を推進するため、NSSを中心に各省連携の枠組みを構築。

1 産業支援策(Promotion)

- ◆ 産業・技術基盤強化
 - ①技術優位の確保(コンピューティング、クリーンテック、バイオ等)
 - ②多様性・自律性確保
- ◆ 産業・技術基盤を支える横断施策

2 産業防衛策(Protection)

- ◆ 新たな貿易管理
- ◆ 官民連携による対応(choke point 技術政策等)
- ◆ サイバーセキュリティ対策・データポリシー強化

3 国際枠組みの構築・産業対話(Partnership)

- ◆ 対外経済政策における経済安全保障アジェンダの整理・発展
- ◆ 経済的威圧への対応
- ◆ アクションプランをベースに産業対話を実施し、脅威分析及び対策を具体化・精緻化。産業対話の示唆を踏まえ、アクションプランを継続的にブラッシュアップ。

産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会 中間報告 概要【2024年4月】

1. 現状認識

- 前回の中間報告以降も国際的な安全保障環境は大きく変化し、安全保障上の関心としての国家主体の再浮上やデュアルユース技術の重要性の高まり、国際輸出管理レジームに参加していない技術保有国の台頭など、足下の安全保障環境の変化は、これまでの安全保障貿易管理のあり方に課題を投げかけている。
- また、輸出者は、安全保障貿易管理の必要性等を認識した上で、該非判定や用途・需要者確認に取り組むことが求められる。他方、輸出管理当局は輸出者の法令遵守を徹底するため、安全保障貿易管理の制度・運用をわかりやすくするよう取り組むことが求められる。このため、官民が緊密に連携した安全保障貿易管理の推進が求められる。

2. 対応の方向性

東西冷戦後構築してきた不拡散型輸出管理は大きな転換期を迎えており、非リスト規制品目についても新たなアプローチを検討し、実効的な安全保障貿易管理の実現する必要がある。この際、健全な国際貿易の発展やビジネスへの影響等に留意し、以下3点の大きな方向性の下、(1)～(6)のような各種制度・運用の見直しを進めていくべき。

- ①国際的な安全保障環境を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づき、安全保障上のリスクがより高い取引に厳に焦点を当て、リスクが低い取引は合理化を追求。
- ②同盟国・同志国との重層的な連携を通じて、国際協調による実効性と公平性を担保するとともに、共同研究の推進やサプライチェーンの構築・強化を過度に阻害しない。
- ③官民での情報共有・対話等を強化することで、制度・運用の実効性・透明性・予見可能性を高める。

(1)補完的輸出規制の見直し

※(1)(2)は、いわゆるキャッチオール規制の見直し・活用。

- 汎用品・汎用技術の軍事転用可能性の高まりに対応すべく、企業間の公平性にも留意した形で、補完的輸出規制の見直しが必要。

(2)技術管理強化のための官民対話スキームの構築

- 技術覇権争いの激化等により技術流出リスクが高まっており、多様な経路に応じた対策が必要。(技術は一度流出すると管理困難。)
- 外為法の技術移転管理に関し、官民対話を通じた新たな技術管理スキームを導入。

①一般国向け通常兵器補完的輸出規制

- 一般国(グループA国以外)向けであっても、安全保障上の懸念が高い品目に限定して、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合に適切に管理。
- この際、懸念需要者や懸念取引等に関する情報を政府が提供。

②グループA国経由での迂回対策

- 補完的輸出規制の対象外のグループA国向けであっても、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合、インフォーム。

(3)機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携

- 急速な技術革新等により、機動的な輸出管理が必要。
- 各国が独自措置等を多用することになれば、実効性・予見可能性が低下。国際連携による制度・運用の協調を企図。

(4)安全保障上の懸念度等に応じた制度・運用の合理化・重点化

- メリハリのある運用、厳格な管理を行う企業等へのインセンティブ等の観点から、以下の分野で合理化。

①半導体製造に用いられる一部の部分品

(圧力計やクロスフロー過装置)を特別一般包括許可の対象に。

②インド・ASEAN向け工作機械

を、一定の要件の下(移設検知機器の搭載等)で、特別一般包括許可の対象に。

③同志国軍による防衛装備の持ち帰り、民生用途の1項品等に関する許可申請手続を簡素化。

④内部管理体制や保有機微技術、輸出実績を踏まえ、立入検査を重点化。

(5)国内外の関係者に対する一層の透明性の確保 / (6)インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用

3. 中長期的な検討課題等

- 上記の対応の方向性については、本報告を踏まえて、速やかに制度・運用の見直しを図るべき。同時に、足下の国際環境で生じている新たな事象に対して、従来型の不拡散型輸出管理の枠組みがどの程度実効的かについて、我が国の安全保障の維持・強化の観点から、虚心坦懐に検証し、必要に応じた抜本的な見直しを検討すべき。
- その際、諸外国の規制動向も注視しつつ、国際環境等に即した新たな貿易管理のあり方も検討すべき。例えば、人を通じた技術流出への対策をはじめとした新たな技術管理の取組の必要性、法体系の複雑性の解消(「わかりやすさ」の追求)を含めた外為法に基づく安全保障貿易管理の目的や制度体系のあるべき姿の検討への指摘もあり。

重要・新興技術に関する特定の貨物及び技術の輸出管理

- 国際的な安全保障環境が厳しさを増す中、軍事転用の防止を目的として、重要・新興技術に関する**4品目**を、国際輸出管理レジームにおける議論等を踏まえて追加。
- このほか、半導体製造装置（23品目）のうち一部装置の規制閾値等を見直し。

新たに輸出管理の対象となる品目	貨物等省令	
	貨物	技術
相補型金属酸化膜半導体集積回路（極低温CMOS）	第6条 第1号 力	第19条 第1項第2号、第5号
走査型電子顕微鏡（半導体素子・集積回路の画像取得用）	第6条 第17号の4	
量子計算機	第7条第6号	第20条 第1項第3号、第4号
多層GDS IIデータを生成するプログラム（上記走査型顕微鏡関連技術）	-	第19条 第3項第7号
GAAFET構造の集積回路等の設計・製造に必要な技術（GAAトランジスタ技術）	-	第19条 第3項第8号

管理対象となる仕向地

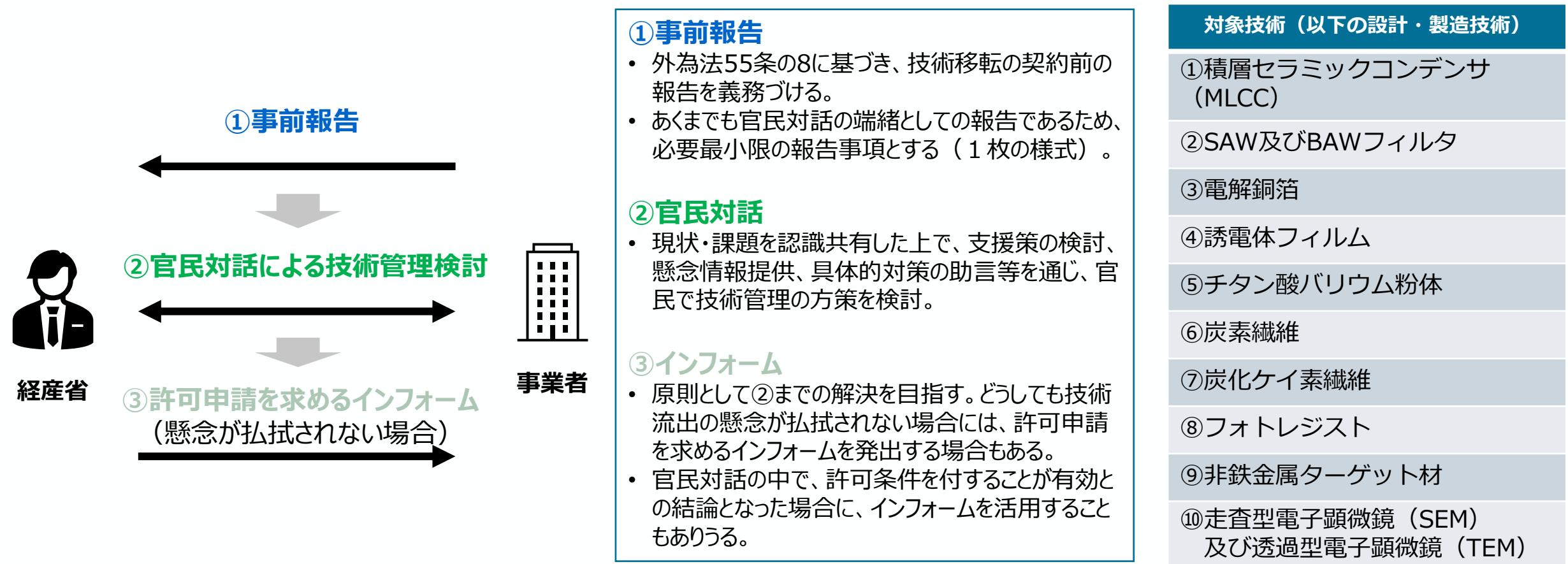
全地域

スケジュール

令和6年7月8日公布、令和6年9月8日 施行

技術管理強化のための官民対話スキーム

- スキーム構築に向けて、貿易外省令の改正および関係告示の制定を予定。
- 令和6年9月6日よりパブリックコメント受付中。 (~10月5日)

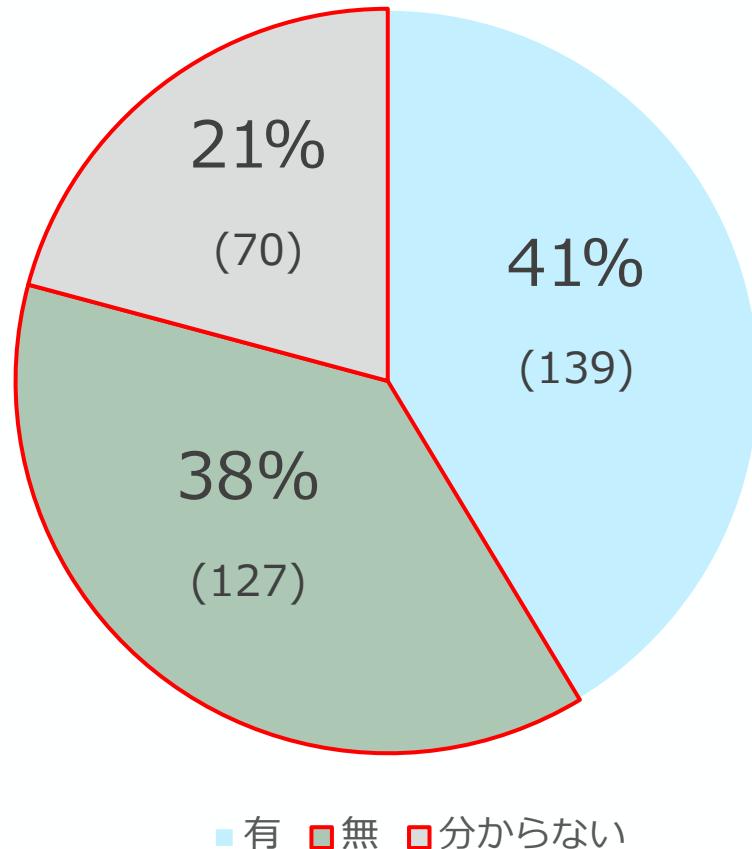


2. 機微度調査に関する事例集

リスト規制技術の保有状況（令和6年度合同調査結果）

約4割の大学が「無し」、約2割の大学が「わからない」と回答。

Q36 リスト規制該当技術を保有しているか？



輸出者等遵守基準

(1)すべての輸出者等が遵守すべき基準

- ① 該非確認責任者の選任
- ② 最新法令等の周知および指導

(2)リスト規制品を扱っている輸出者等が遵守すべき基準

- | | |
|---------------|----------------------|
| ① 統括責任者の選任 | ⑥ 監査 |
| ② 輸出管理体制の整備 | ⑦ 研修 |
| ③ 該非確認の手続の制定 | ⑧ 子会社への指導 |
| ④ 用途確認・需要者等確認 | ⑨ 文書保存 |
| ⑤ 出荷確認 | ⑩ 法令違反時の報告
・再発防止策 |

機微な貨物・技術に関する学内調査の位置付け

法令上の義務ではないが、法令違反を予防する手段として推奨

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス P82 抜粋

【推奨】

組織内で、保有している技術や貨物を適切に管理できるよう、**規制技術や貨物、その所在等を、あらかじめ把握しておくことが推奨されます。**

- 各大学や研究機関において、外為法の規制対象となる技術と貨物はどのようなものがあるのか、そのような技術と貨物はどの研究室や部署等で扱われているのかを、あらかじめ把握しておいて、当該研究室や部署等における技術の提供や貨物の輸出を、特に適切に管理することが推奨されます。
- 特に、組織体制の整備に当たっては、**技術を提供する者や貨物を輸出する者がリスト規制技術・貨物を扱うかにより、遵守基準により必要とされる取組も異なるため、保有している技術や貨物のリスト規制への該当可能性を把握することが推奨されます。**

【推奨】

機微技術の所在把握のために、各教員や研究職員に対して調査を行い、その回答票の提出を依頼することも有益な方法の一つです。

- 規制技術の提供に際しては、経済産業大臣の許可が必要であり、「何を管理しなければならないか」、「どれが規制の対象となる技術なのか」などその概要を把握しておくことが該非判定や許可取得に費やす時間や労力、法令違反に問われるリスクを最小限に抑えることになります。
- 具体的な調査項目としては、例えば、①リスト規制貨物・技術を扱っているか、②「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」及び「通常兵器の開発・製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例」（輸出注意事項24第24号）（17～22頁参照）に掲載されている貨物又はこの貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術を保有しているか、③外国ユーザーリスト掲載機関から留学生・研究生を受け入れているか等が考えられます。

大学事例集（学内機微技術調査編）の概要

- 属性・規模の異なる8大学を抽出。
- 各大学で実際に使用している調査票や学内周知文などの事例も紹介。

1. 事例集の構成

第1部 機微度調査の主な方法

調査の一般的な考え方と主な手法を紹介

- 調査の実施目的
- 調査手法
- 調査項目

第2部 事例集

大学ごとの具体的な取組内容を紹介

- 実施概要
- 調査実施にあたっての工夫例
- 調査結果の活用

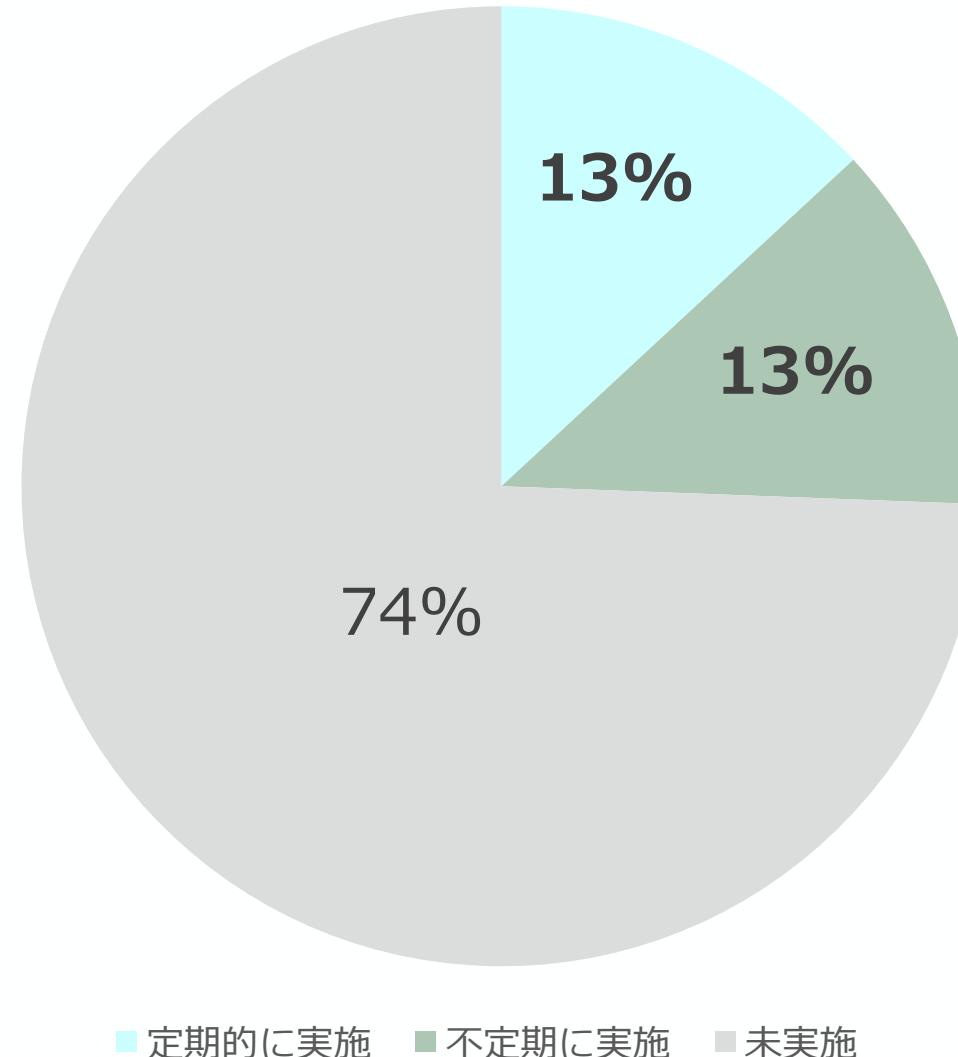
掲載大学の概要

No	大学	規模	属性	管理体制
1	A大学	大	総合大学	中央集約型
2	B大学	大	総合大学	部局分散型
3	C大学	大	総合大学	部局分散型
4	D大学	中	総合大学	中央集約型
5	E大学	小	総合大学	中央集約型
6	F大学	小	単科大学	中央集約型
7	G大学	中	総合大学	中央集約型
8	H大学	小	医科系大学	中央集約型

※現在、最終調整中であり、実際の公表内容は本情報と異なる場合がある。

リスト規制貨物・技術保有調査の実施状況

Q38 リスト規制貨物や技術の保有状況に係る調査を行っているか？



(参考) 安全保障貿易管理業務に役立つツール等

- 輸出管理に関する国際動向の把握や個別の取引審査等に役立つ情報を様々な機関が無償で提供。
オープンソースから多くの有益な情報が取得できる。
- 個別事案の情報収集、学内の体制構築や人材育成にあたりCISTECの有料サービスの活用も有効。

(1) 政府の情報

- ① 経済産業省安全保障貿易管理ウェブサイト
- ② 外国ユーザーリスト (End User List、日本)
- ③ エンティティ・リスト等 (Entity List、米国)

(2) その他の情報ソース

- ① ASPI (Australian Strategic Policy Institute、豪州)
- ② C4ADS (Center for Advanced Defense Studies、米国)
- ③ CSET (Center for Security and Emerging Technology、米国)
- ④ IRSEM (Institut de Recherche Stratégique de l'Ecole Militaire、仏)

(3) CISTEC (有料)

- ① 大学会員サービス
- ② 大学版CHASER
- ③ 輸出管理専門人材情報提供サービス
- ④ 安全保障輸出管理実務能力認定試験（3レベル）

ご清聴ありがとうございました。

問合せ先：経済産業省 安全保障貿易管理課

bzl-daigaku (at)meti.go.jp

※(at)は@に置き換えてください